

## ●所得の算定

総所得金額等から各種控除額を差し引いた額が、所得制限基準額以下であれば、医療費助成を受けることができます。

## ●所得制限基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,661,000円	5,252,000円
1人	4,041,000円	5,728,000円
2人	4,421,000円	6,203,000円
3人	4,801,000円	6,668,000円

- ・扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人につき38万円を加算。
- ・当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族の場合は、さらに1人につき、10万円を加算（=48万円）
- ・当該扶養親族が、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）または控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は、さらに1人につき25万円を加算（=63万円）

## ●所得の範囲

～地方税法で規定する所得～

①総所得の金額（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（④を除く）、給与所得、譲渡所得（⑤⑥を除く）、雑所得、一時所得）

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額となる。

②退職所得の金額（勤務先等から受ける「退職手当等」のこと。いわゆる「退職金（現年度分離課税扱い）」とは異なる。）

③山林所得の金額

④土地の譲渡等に係る事業所得等の金額

⑤長期・短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）

⑥先物取引にかかる雑所得

⑦条約適用利子及び条約適用配当等

※所得税法第35条第2項に基づく課税対象年金は雑所得として所得額に含まれる。

## ●控除できる額

控除名	控除額	備考
雑損控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等の所有する日常生活上必要な住居や家財が災害や盗難等により損害を受けた場合に受けられる控除
医療費控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等のために納税者が1年間に10万円以上の医療費を支払ったときは200万円を限度に控除を受けることができる。
社会保険料相当額	一律 80,000円	社会保険料は控除できない。(社会保険料控除相当額として一律8万円が控除できる)
小規模企業共済掛金控除	○	小規模共済組合法の規定する第1種共済契約に基づく掛金や、条例に基づく扶養共済制度の掛金等を支払った場合に適用がある。
障害者控除（本人） ※身障手帳、療育手帳、精神手帳、戦傷病手帳所持者等	270,000円	障害者控除を受けている場合
特別障害者控除（本人） ※身障手帳1～2級、療育手帳①.A、精神1級	400,000円	特別障害者控除を受けている場合
障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	270,000円 一人につき	同一生計配偶者及扶養親族が障害者控除を受けている場合
特別障害者控除（同一生計配偶者・扶養親族）	400,000円 一人につき	同一生計配偶者及扶養親族が特別障害者控除を受けている場合
寡婦控除	270,000円	夫と死別又は離婚した後再婚していない者で、扶養親族があり、自身の所得が500万円以下の場合（ひとり親控除に該当しない場合のみ）
ひとり親控除	350,000円	生計を同じくする子があり、自身の所得が500万円以下の単身者
勤労学生控除	270,000円	高校、大学、又は一定の専修学校・各種学校の生徒で、自ら働いて得た給与所得や雑所得がある者（年間所得75万円以下）
肉牛用の卸売による農業所得に対する所得税の免除に相当する控除	○ ※	当該免除相当額を控除
土地改良事業施行地の耕作所得に対する所得税の免除に相当する控除	○ ※	当該免除相当額を控除
配偶者特別控除	○	最高33万円。配偶者の収入により5万円ずつ減額していく。

- ・○印は当該控除及び免除の実額を控除する。
- ・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたものに限る。

## ●所得判定時期について（新規）

- ・1月～9月に新規申請した場合 前々年の所得
- ・10月～12月に新規申請した場合 前年の所得